

財務省告示第十一号
 国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵
 省令第三十号）第五十条第十項の規定に基づき、平
 成十六年十二月二十七日に発行した利付国債の発
 行条件等を次のとおり告示する。

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（五年）（第四十二

回）

二 発行の根拠 平成十六年度における財政運営

の法律及びその 関する法律（平成十六年法律第

二 十二号）第二十条第一項及び財

政 十六年法律特別会計法（昭和二

十 六年法律第一百零一号）第十一

第 一項並びに国債整理基金特別

会 計法（明治三十九年法律第六

二 号）第五十条第一項及び第五

社 債等の振替に関する法律（平

成 十三年法律第七十五号）以下

「振替法」という。の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機 関は日本銀行とする。

価 格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による発行（以下「価格競

争入札発行」という。）、価格競

争入札と同時に行われる入札で

あつて、価格競争入札において

定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの募

価格を募入額に各申込みの均し

て得られる価格をその発行価格

とし、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの均し

て得られる価格をその発行価格

とし、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの均し

て得られる価格をその発行価格

とし、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの均し

て得られる価格をその発行価格

四 発行方法

三 振替法の適

二 法律及びそ

一 名称及び記

五

募 入
方 決 定
法 入 決 定
の

と するものによる発行（以下「非
競 争 入 札 行」という。）及び
格 競 争 入 札 の 募 入 の 決 定 を し た
後 に 行 わ れ る 入 札 で あ っ て 財 務
大 臣 が 各 国 債 市 場 特 別 参 加 者
と に 応 募 限 度 額 を 定 め る も の
（以下「国債市場特別参加者」
第 一 非 価 格 競 争 入 札」という。）
に よ る 発 行 （以下「国債市場特
別 参 加 者 ・ 第 一 非 価 格 競 争 入 札
発 行」という。）

口

札 非
発 競
行 争
入

も の か ら そ の 中 心 募 額 を 順 次 割 り
当 て る 。
各 申 込 み の 申 込 額 を 案 分 に よ り
割 り 当 て る 。
各 国 債 市 場 特 別 参 加 者 と の 申
込 限 度 額 の 範 囲 内 に お い て 各 申
込 み の 申 込 額 を 割 り 当 て る 。

六

イ
発

入 価
札 格
発 競
行 争
行 争 額

億 円 金 額 で 一 兆 九 千 七 百 七 十 七
う ち 平 成 十 六 年 度 に お け る 財
政 運 営 の た め の 公 債 の 発 行 の 特
例 等 に 関 す る 法 律 第 二 条 第 一 項
の 規 定 に 基 づ き 発 行 し た 利 付 国
債 に つ い て は 額 面 金 額 で 七 千
九 百 八 十 四 億 四 千 四 百 八 十 万
円 、 財 政 融 資 金 特 別 会 計 法 第
十 一 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き 発
行 し た 利 付 国 債 に つ い て は 額

| す る 。 数 倍 の 金 額 に よ る も の と | 額 の 記 載 又 は 規 定 に よ る 最 低 額 の 金 | の 記 載 規 定 に よ る 振 替 口 座 簿 | 九 | | 八 | | 七 | | 八 | | 口 | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|---|--|--|--|--|--|----------------------------|-----------------------|--|--|---|---|--|--|--|---|--|---------------------------------|--|------------------------|--|-----------------------|---|
| | | | 振 替 単 位 | 額 最 低 面 金 | 行 争 入 札 発 行 | 争 入 札 発 行 | 非 者 第 一 位 加 場 | 者 第 二 位 加 場 | 特 別 参 加 場 | 国 債 市 場 | 札 発 行 | 非 競 争 入 札 | 入 札 発 行 | 非 競 争 入 札 | | | | | | | | | | |
| | 五 万 円 | | 五 百 十 億 九 千 六 百 九 十 万 円 | 七 百 十 億 七 千 二 百 九 十 六 万 二 千 | 二 百 十 億 七 千 二 百 九 十 六 万 二 千 | 万 円 九 千 八 百 十 五 億 五 千 三 百 二 | 一 兆 九 千 八 百 十 五 億 五 千 三 百 二 | 百 十 億 円 | 付 十 億 円 | ノ 二 規 定 基 金 特 別 会 計 法 第 五 条 | 国 債 整 理 基 金 特 別 會 計 法 第 五 条 | 百 十 億 三 千 三 百 万 円 | 付 十 億 三 千 三 百 万 円 | ノ 二 規 定 基 金 特 別 會 計 法 第 五 条 | 国 債 整 理 基 金 特 別 會 計 法 第 五 条 | 四 千 八 百 六 十 六 億 六 百 萬 円 | 付 十 億 三 千 三 百 萬 円 | ノ 二 規 定 基 金 特 別 會 計 法 第 五 条 | 億 九 百 六 十 萬 円 | は 、 額 面 金 額 は 、 同 法 第 十 三 条 | づ き 行 した り | 会 計 法 第 五 条 第 一 項 の 規 定 に 基 づ き | 百 六 十 萬 円 | 面 金 額 で 三 千 四 百 九 十 三 億 千 |

十 十

十 十

一 一

口

十 十

三 二

の 経 利 発 競 加 場 び 札 非 入 価 発
 払 過 行 争 非 者 特 国 発 競 札 格 行 行
 込 利 入 価 ・ 別 債 行 争 発 競 価
 み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格 日

平 成 十 六 年 十 二 月 二 十 七 日
 額 以 額 額
 面 上 面 金
 金 の 金 額
 百 円 ぞ 円 につ
 円 につ きの 募
 十 九 銭 格 十 八 銭

(一) 年 ○ 募 入 決 定 の 通 知 を 受 け た 者
 は、 払 込 金 額 に 加 え、 第 二 算
 式 によ り 算 出 し た 金 額 を 第 二 算
 十 号 の 規 定 す る 期 日 に 払 込
 む も の と す る 。 た し、 国 債 込
 市 場 の 特 別 参 加 者 第 一 非 格
 競 争 入 札 の 募 入 決 定 の 通 知 を
 受 け た 者 は、 競 争 入 札 行 分
 行 分 け ま た は、 非 競 争 入 札 行 分
 と 国 債 市 場 特 別 参 加 者 第 一 非
 と 格 競 争 入 札 行 分 と を 分
 け 算 出 す る も の と す る 。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.6}{100} \times \frac{7}{365}$$

(二) 発 行 時 に お い て、 そ の 利 子 に
 係 る 所 得 税 が 源 泉 徴 収 さ れ る
 の と し て 振 替 口座 簿 中 の 口座
 記 載 又 は 記 録 さ れ る も の につ
 て は、 前 記 (一) の 算 式 によ り 算
 た 金 額 か ら 該 金 額 に 百 分 二
 十 乗 じ た 金 額 (た だ し、 該
 国 債 を 発 行 時 に お い て 取 得 す
 る

十四 初期利子

者が非居住者又は外国法人である場合に、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者又は外国法人が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額を控除することができる。

平成十七年六月二十日支払った金額を支払う。ただし、算出した金額を支払うときは、期その翌営業日に支払う(以下、次号及び第十六号において規定する期日について同じ。)

$$\frac{\text{借入金総額} \times 0.6}{100} \times \frac{1}{2}$$

十五 第二期以後の利子

毎年六月二十日及び十二月二十日を、支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を、支払う。

十六 償還金額

平成二十一年十二月二十日

十七 元金

日本銀行

十八 払場所

財務大臣から通知を受けた者

十九 払込期日

平成十六年十二月二十七日